**平成２８年（フ）第３２号**
北海道砂川市東２条北６丁目１番６―26号
債務者　酒井　　信
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２８年（フ）第８６号**
北海道帯広市西２条南10丁目９番地　フジモトビル501
債務者　阿部　　司
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第１０１号**
北海道帯広市西19条南３丁目９番10号　公文ハイツ２
債務者　山木　幸代（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第１７２号**
群馬県高崎市井野町166番地１　市住10棟1042号
債務者　櫻井　和美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第８４号**
千葉県東金市東上宿17番地８　サンライトハイツ102号
債務者　中山　信子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第８５号**
千葉県東金市東上宿17番地８　サンライトハイツ102号
債務者　中山　麻衣
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第７号**
新潟県佐渡市羽茂大石1149番地
債務者　中川健太郎
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

**平成２８年（フ）第５１６号**
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目３番31号、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目４番16号
債務者　牧瀬　孝宏
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第５３１号**
大阪府大阪狭山市半田２丁目251番地の１―21号、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目316番地の３―101号
債務者　横山　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第５４０号**
大阪府藤井寺市大井４丁目４番３号、前住所大阪市生野区巽南３丁目５番８号
債務者　左洗美装工業こと　左　　賢二
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第５７６号**
堺市東区北野田505番地27
債務者　山田　華栄
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第５８９号**
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目1690番地の１―306号、前住所大阪府東大阪市御厨中１丁目４番23―204号
債務者　田中　成幸
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６００号**
大阪府河内長野市南花台３丁目３番21―202号
債務者　吉川　誠治
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６０１号**
大阪府河内長野市南花台３丁目３番21―202号
債務者　吉川　初枝
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６１０号**
堺市中区東山721番地５モアクレスト302号、住民票上の住所堺市東区日置荘西町８丁12番９号
債務者　小山　　繭
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６１８号**
大阪府羽曳野市高鷲10丁目14番７―２号
債務者　越智　政祐
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６２１号**
堺市南区桃山台１丁５番９―403号
債務者　平野　佳子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係